

令和 7 年度秦野市乗合タクシー運行事業補助金に用いる
基準単価について

1 概要

秦野交通(株)が運行する乗合タクシー（デマンド型）に対しては、秦野市乗合タクシー運行事業補助金交付要綱に基づき、運行経費の補助を実施している。補助金額の算出には基準単価を用いることとなっているため、令和 7 年度の基準単価を次のとおり定めたことを報告するもの。

(参考)

補助金算定式： $(\text{基準単価} \times \text{運行便数} - \text{事業収入}) \div 2 = \text{補助金額}$

2 タクシーの運賃（相模・鎌倉地区）※普通車 距離制運賃

	初乗運賃	加算運賃
令和 5 年 11 月 20 日から	1.091Km まで 500 円	1.091Km 以後 247m ごとに 100 円

3 基準区間

渋沢駅南口－栃窪会館 片道およそ 2.4 Km

4 基準単価

	初乗運賃	基準区間(2.4km)内の 加算運賃	栃窪・渋沢エリア内の 加算運賃	合計
令和 7 年 年度	500 円 (1.091km)	600 円 (247m:100 円×6 コマ)	100 円 (247m:100 円×1 コマ)	<u>1,200 円</u>

⇒基準区間の運賃 1,100 円（初乗運賃＋加算運賃 6 コマ分）に栃窪・渋沢エリア内の走行における加算運賃 100 円を加えた、1,200 円を基準単価とする。（令和 6 年度と変更なし）